

令和6年11月19日

公募要項

1 事業名称

筑波大学キャッシュレス推進事業に係る提携業務

2 事業の趣旨

本事業は、筑波大学カード事業を更に発展させることにより、大学におけるキャッシュレス化を推進し、在校生をはじめ、大学の構成員および関係者を対象にキャッシュレス決済サービスの導入を目指すものである。本事業を通じて、在学生の生活の利便性向上、在学生、卒業生、教職員等大学関係者間の一体感の醸成、大学関係者のキャッシュレス化を促進することを目的とする。

3 事業の内容

筑波大学キャッシュレス推進事業に係る提携業務（詳細は仕様書のとおり）

4 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第46条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第47条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和6年度の全省庁統一資格又は本学の競争参加資格において、関東・甲信越地域の「役務の提供等」で有効な資格を有している者であり、令和7年度以降も同資格を取得予定である者であること。又は当該資格を有しない者であって、過去1年以内に本学との取引実績を有する者であること。
- (4) 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 日本語・英語の双方に対応し業務を遂行できること。

5 参加表明書の提出

参加表明書の提出は不要とする。

6 企画提案書の提出方法等

(1) 質問事項の受付・回答

〒305-8577 茨城県つくば市天王台一丁目1番1

国立大学法人筑波大学 契約課 (担当：飯島)

E-mail : iijima.etsuyo.gu@un.tsukuba.ac.jp

電話 : 029-853-2170

質問受付期限 : 令和6年11月25日(月)12時00分まで

質問への回答は、令和6年11月27日(水)15時00分までに行う。

送信件名は次のとおりとし、上記(1)のE-mailアドレス宛とすること。

送信件名 : 「【質問】筑波大学キャッシュレス推進事業に係る提携業務」

(2) 説明会の日時及び場所

本件は、仕様書等関係書類の交付をもって当該説明を省略する。

(3) 企画提案書の提出方法

下記の資料を企画提案書として持参又は郵送等により提出すること。

なお、郵送等の場合は、配達証明又は到着日時の記録が残るものを使用すること。

企画提案申請書(別紙様式参照)…正1部、写5部、電子データ(PDFもしくはword形式)

以下の資料を添付すること

- ① 令和6年度に係る一般競争参加資格審査結果通知書(全省庁統一資格又は国立大学法人筑波大学の競争参加資格)の写し又は過去1年以内の本学との取引を証明する書類
- ② 令和7年度以降も①の同資格を取得予定である旨の誓約書または資格審査申請書の写し
- ③ 会社等組織の概要が分かる資料(要覧、会社案内パンフレット、定款等)
- ④ 審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写し

(4) 企画提案書の作成方法等

- ① 用紙の大きさは別紙様式(A4判縦、横書き)とする。別紙様式の項目が網羅されている場合は、記入スペースを増やしてもよい。ただし図表等については、必要に応じA3判の折り込みも可とする。
- ② 書類は、日本語及び日本国通貨を用いて作成すること。
- ③ 書類の作成及び提出に係る費用は、選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。また、提出された企画提案書は返却しない。

(5) 企画提案書の提出期限

提出期限：令和6年11月29日（金）17時00分まで

提出場所：上記（1）に示す場所

7 事業採択数

採択数：1件

8 選考方法

(1) 選考方法

応募者が提出する企画提案書の評価を行うため、学内に選考委員会を設置し、審査基準に基づき審査を行い、業務を遂行するために最も優れた企画提案書を提出した応募者を契約予定者として選定する。なお、審査会において必要があると認めるときは、企画提案書の補足説明資料の提出等を求めるものとする。選考にあたっては、プレゼンテーションを実施する場合がある。プレゼンテーションを実施する場合の日時及び詳細は、募集期間終了後に通知する。

(2) 審査基準

選考は別途定めた審査基準に基づき行う。

(3) 選考結果の通知

選考終了後、すべての提案者に選考結果を通知する。

9 契約締結

選考の結果、契約予定者と企画提案書を基に契約条件を調整するものとする。なお、契約内容については企画提案書の内容を勘案して決定するものとするので、企画提案者の提示する内容と必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には契約締結を行わない場合もある。

10 スケジュール

(1) 公募公告期間：令和6年11月19日～令和6年11月29日

(2) 質問等の受付期限：令和6年11月25日 12時00分

(3) 質問等の回答期限：令和6年11月27日 15時00分

(4) 企画提案書の提出期限：令和6年11月29日 17時00分 必着

(5) 審査：令和6年12月2日～令和6年12月4日

(ヒアリングを実施する場合の日程は対象者に別途通知する)

(6) 選考終了：令和6年12月6日

(7) 契約締結：令和7年1月初旬

(8) 契約期間：契約締結日から令和11年12月31日まで

1 1 その他

- (1) 当該事業のすべてを再委託はできない。
- (2) 当該事業の一部を再委託する場合は、事前に発注者の承認を得ること。
- (3) 当該事業の一部を再委託する場合、再委託先との明確な責任及び役割の分担を示し、かつ適切に遂行できる企業等を選択すること。
- (4) 事業実施にあたっては、契約書及び企画提案書を遵守すること。
- (5) 決定した企画内容等については、発注者の意見により、変更を求めることがある。

(別紙様式)

受付番号※

筑波大学記入欄 (申請者記入不要)

国立大学法人筑波大学 御中

商号又は名称： _____

代表者職名： _____

代表者氏名： _____ 印

「筑波大学キャッシュレス推進事業に係る提携業務」について、当団体は公募要領記載の参加資格を満たしており、下記のとおり企画提案書を提出いたします。

記

「筑波大学キャッシュレス推進事業に係る提携業務」に関する企画提案申請書

1. 申請者に関する事項			
ふりがな			
商号又は名称			
代 表 者 役 職 ・ 氏 名	役 職 名		印 又 は 署 名
	ふりがな		
	氏 名		
所 在 地	(〒 -)		

2. 添付書類
① 企画提案書
② 令和6年度に係る一般競争参加資格審査結果通知書(全省庁統一資格又は国立大学法人筑波大学の競争参加資格)の写し又は過去1年以内の本学との取引を証明する書類
③ 令和7年度以降も②の同資格を取得予定である旨の誓約書または資格審査申請書の写し
④ 会社等組織の概要が分かる資料(要覧、会社案内パンフレット、定款等)
⑤ 審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写し

不足する場合は、記入スペースを増やして記載してください。

◎事務連絡担当者に関する事項

(提案書の内容について、筑波大学から問い合わせることがあるので、実際に筑波大学との連絡窓口となる担当者について記載すること。)

(ふ り が な)	
担 当 者 氏 名	
所 属 部 署 名	
役 職 名	
電 話 番 号 (内 線 番 号)	
F A X 番 号	
E - m a i l	
書 類 等 送 付 先 (団 体 所 在 地 と 異 な る 場 合 に 記 載)	

筑波大学キャッシュレス推進事業に係る提携業務審査基準

1 企画選考委員会の設置

- (1) 筑波大学キャッシュレス推進事業に係る提携業務の提案企画を審査するために選考委員会を設置する。
- (2) 企画選考委員は、各提案者から提出された提案書を審査して採点・評価を行い、選考結果を学長に報告するものとする。

2 選考実施日

令和6年12月2日～令和6年12月4日

3 審査及び採点・評価

- (1) 選考委員は、別紙「筑波大学キャッシュレス推進事業評価項目及び得点配分基準」の評価項目ごとに、本学が示す要求要件を満たしているか否かを審査する。
- (2) 審査は評価項目ごとに次の評価区分において採点する。なお、事業遂行上、特に重要な評価項目は加点を3倍とする（満点15点）。

評価区分点数				
特に優れている	優れている	普通	やや劣っている	劣っている
5	4	3	2	1

- (3) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

「別紙 ワーク・ライフ・バランス等に係る評価基準」による

4 選考結果の報告

- (1) 選考委員会の各委員が各々評価した結果の合計得点が最も高いものを契約予定者として選定する。なお、企画提案の内容によっては、提案した事業者が1者の場合でも選考委員会の審議により契約予定者とならない可能性もある。
- (2) 選考委員会は、(1)の契約相手候補者を学長に報告する。

5 契約相手方の決定

学長は、選考結果の報告に基づき契約相手方を決定する。

別紙 ワーク・ライフ・バランス等に係る評価基準

以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）等

- ・プラチナえるぼし認定（※1）＝7点
- ・えるぼし認定1段階目（※2）＝2.8点
- ・えるぼし認定2段階目（※2）＝4.2点
- ・えるぼし認定3段階目（※2）＝5.6点
- ・行動計画策定済（※3）＝1.4点

※1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第24号）による改正後の女性活躍推進法第12条の規定に基づく認定

※2 女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定

なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。

※3 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）

- ・プラチナくるみん（※4）＝7点
- ・トライくるみん（※5）＝4.2点
- ・くるみん（令和4年4月1日以降の基準）（※6）＝4.2点
- ・くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）（※7）＝4.2点
- ・くるみん（平成29年3月31日までの基準）（※7）＝2.8点

※4 次世代法第15条の2の規定に基づく認定

※5 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号の規定に基づく認定新くるみん認定（次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正後の認定基準により認定）。

※6 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法

施行規則の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 185 号。以下「令和 3 年改正省令」という。）による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則（以下「新施行規則」という。）第 4 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定に基づく認定
※7 次世代法第 13 条の規定に基づく認定のうち、令和 3 年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第 4 条又は令和 3 年改正省令附則第 2 条第 2 項の規定に基づく認定（ただし、※8 の認定を除く。）

※8 次世代法第 13 条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 31 号。以下「平成 29 年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第 4 条又は平成 29 年改正省令附則第 2 条第 3 項の規定に基づく認定

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

・ユースエール認定 = 5. 6 点

○上記に該当する認定等を有しない = 0 点

筑波大学キャッシュレス推進事業に係る提携業務 評価項目及び得点配分基準

業者名 _____

	評価項目		評価区分	基礎点	加点 (1~15)	採点	
	大項目	要求要件					
契約条件	1	関係法令の遵守について	契約会社は、貸金業法、割賦販売法、個人情報保護法及び犯罪収益移転防止法その他関係法令を遵守できる体制であるか。	必須	2	-	2
	2	入会について	入会は任意とされているか。	必須	2	-	2
	3	入会費について	入会費は無料とされているか。	必須	2	-	2
	4	年会費について	クレジットカード機能の年会費は無料とされているか。	必須	2	-	2
	5	利用限度額について	利用限度額は使用者が決定できる仕様とされているか。	必須	2	-	2
	6	購買履歴情報の提供について	あらかじめ指定する購買履歴情報(加入者の個人情報の除く)を本学に提供するとされているか。	必須	2	-	2
	7	個人情報の提供について	加入者情報のうち、氏名、住所及び所属を大学に提供するとされているか。	必須	2	-	2
	8	キャッシュレス決済におけるカードの発行について	キャッシュレス決済におけるカードの発行がある場合は発行費用を契約会社が負担するとされているか。	必須	2	-	2
	9	特典の開発等への協力について	本学が実施するキャッシュレス化を促進する特典の開発及び提携先の開拓に積極的に協力するとされているか。*協力体制などについては、加点で評価	必須	2	15	17
	10	入会の勧誘活動への協力について	本学が実施する対象者への入会の勧誘活動を本学とともに行うとされているか。*協力体制などについては、加点で評価	必須	2	15	17
	11	学内のキャッシュレス化への協力について	学内に設置されている学食等の業者及び関係者等に対して説明会等を発注者の求めに応じ実施し、学内のキャッシュレス化に積極的に協力するとされているか。*協力体制などについては、加点で評価	必須	2	15	17
	12	キャッシュレス決済機能及び付帯サービスの使用可能範囲について	キャッシュレス決済機能及び付帯サービスは日本全国で使用できるか。	必須	2	-	2
	13	卒業生・本学関係者との関係構築・維持への協力について	本機能を通して収集した情報をもとに、大学と卒業生・本学関係者の関係を構築・維持に対して積極的に協力するとされているか。*協力体制などについては、加点で評価	必須	2	15	17
	14	事業開始時期について	カード制度の開始時期は令和7年1月からとする。	必須	2	-	2
評価事項	1	利用加盟店数について	国内外で利用できる加盟店舗数(国内外別店舗数)	任意	-	5	5
	2	提携する金融機関について	提携する金融機関を引落し口座先に指定した場合の特典及び当該金融機関の店舗数及びその利便性	任意	-	5	5
	3	利用特典について	上記、契約条件の「9」以外で契約会社が提供できるカード利用に関する特典	任意	-	5	5
	4	付帯するサービスについて	付帯されているサービス(ポイント、資産運用、保険、電子マネー機能等)	任意	-	15	15
	5	付帯収入について	本学に支払われる手数料等の内容と金額	任意	-	5	5
	6	顧客満足度(CS)について	カスタマーセンター等、顧客に対する安全、安心、満足度の観点からの取組み(大学専用の窓口等)	任意	-	5	5
	7	海外での利用やサービスについて	キャッシュレス決済機能の海外利用の可否や、今後の展開と取組事例	任意	-	5	5
	8	契約の継続及び解除について	本事業において本学側の事由により基本要件に変更が生じた場合における契約の継続及び解除の条件がより簡便になっているか	任意	-	5	5
	9	その他の提案事項について	その他本学の事業に資するもの	任意	-	5	5
ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価 以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分(複数の認定等に該当する場合は最も配点が高い区分)により評価を行う。							
○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定 (プラチナえるぼし認定・えるぼし認定) ・プラチナえるぼし(※1)=7点			必須	0	7	7	

<p>・えるぼし1段階目(※2)=2.8点</p> <p>・えるぼし2段階目(※2)=4.2点</p> <p>・えるぼし3段階目(※2)=5.6点</p> <p>・行動計画策定済(※3) =1.4点</p> <p>※1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第24号)による改正後の女性活躍推進法第12条の規定に基づく認定</p> <p>※2 女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定 なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。</p> <p>※3 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が100人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。</p> <p>○次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)</p> <p>・プラチナくるみん(※4)=7点</p> <p>・トライくるみん(※5)=4.2点</p> <p>・くるみん(令和4年4月1日以降の基準)(※6)=4.2点</p> <p>・くるみん(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準)(※7)=4.2点</p> <p>・くるみん(平成29年3月31日までの基準)(※8)=2.8点</p> <p>※4 次世代法第15条の2の規定に基づく認定</p> <p>※5 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号の規定に基づく認定(新くるみん認定(次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号)による改正後の認定基準により認定)。</p> <p>※6 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。)による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則(以下「新施行規則」という。)第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定</p> <p>※7 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定(ただし、※8の認定を除く。)</p> <p>※8 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。)による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定</p> <p>○青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定</p> <p>・ユースエール認定=5.6点</p> <p>○上記に該当する認定等を有しない=0点</p> <p>※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。</p>				
<p>合 計</p>		<p>28</p>	<p>122</p>	<p>150</p>

仕様書

1 事業名称

筑波大学キャッシュレス推進事業に係る提携業務

2 事業内容等

(1) 事業の趣旨

本事業は、筑波大学カード事業を更に発展させることにより、大学におけるキャッシュレス化を推進し、在校生をはじめ、大学の構成員および関係者を対象にキャッシュレス決済サービスの導入を目指すものである。本事業を通じて、在学生の生活の利便性向上、在学生、卒業生、教職員等大学関係者間の一体感の醸成、大学関係者のキャッシュレス化を促進することを目的とする。

(2) 事業の内容

本学と提携契約を締結し、複数のキャッシュレス決済サービスを有する同社が事業対象者の入会申込み（任意）に基づき締結し、筑波大学関係者へキャッシュレスを普及させる。

3 契約期間：契約締結日から令和 11 年 12 月 31 日まで

4 基本要件

(1) キャッシュレス決済サービス入会の対象者及び入会の発行対象者は次のとおりとする。

対象者
(ア)本学に在籍する学生及びその保護者
(イ)本学に勤務する教職員
(ウ)本学の卒業生及び修了者
(エ)本学に在学又は在職していた者
(オ)その他本学の関係者

(2) 入会予定者数（毎年度）

新入生：1000 名

在校生：1000 名

教職員：200 名

本学関係者：200 名

(3) キャッシュレス決済の基本機能

①クレジットカード機能

②デビットカード機能

③ポイント払い機能

④その他の決済機能

(4) 契約条件

請負者は次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

① 関係法令の遵守について

請負者は、貸金業法、割賦販売法、個人情報保護法及び犯罪収益移転防止法その他関係法令を遵守すること。

② 入会について

入会は任意とすること。

③ 入会費について

入会費は無料とすること。

④ 年会費について

クレジットカード機能の年会費は無料とすること。

⑤ 利用限度額について

加入者が利用限度額を決定できること。

⑥ 購買履歴情報の提供について

あらかじめ指定する購買履歴情報（加入者の個人情報を除く。）を本学に提供すること。

⑦ 個人情報の提供について

加入者情報のうち、氏名、住所及び所属等を大学に提供すること。

⑧ キャッシュレス決済におけるカードの発行について

カードの発行がある場合は発行費用を請負者が負担すること。

⑨ 特典の開発等への協力について

本学が実施するキャッシュレス化を促進する特典の開発及び提携先の開拓に積極的に協力すること。

⑩ 入会の勧誘活動への協力について

本学が実施する対象者への入会の勧誘活動を協力すること。

⑪ 学内のキャッシュレス化への協力について

学内に設置されている学食等の業者及び関係者等に対して説明会等を発注者の求めに応じ実施し、学内のキャッシュレス化に積極的に協力すること。

⑫ キャッシュレス決済機能及び附帯サービスの使用可能範囲について

キャッシュレス決済機能及び附帯サービスは日本全国で使用できること。

⑬ 卒業生・本学関係者との関係構築・維持への協力について

本機能を通して収集した情報をもとに、大学と卒業生・本学関係者の関係を構築・維持に対して積極的に協力すること。

- ⑭ 事業開始時期について
事業の開始時期は令和7年1月中旬とする。

5 評価事項

(1) 選定の評価事項

本契約の選定に係る評価事項は、「3 基本要件」の(4)に記載する契約条件のほか、次に掲げる評価項目とワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標とする。なお、本学が提示するこれらの事項以外において本学又はサービス利用者の利益となる提案はこれを妨げない。

【評価項目】

- ① 利用加盟店舗数について
国内外で利用できる加盟店舗数（国内外別店舗数）
- ② 提携する金融機関について
提携する金融機関を引落とし口座先に指定した場合の特典及び当該金融機関の店舗数及びその利便性
- ③ 利用特典について
「3 基本要件」の(4)の⑨以外で請負者が提供できるサービス利用者への特典
- ④ キャッシュレス決済に付帯する事業について
サービスに付帯されている事業（ポイント、資産運用、保険、電子マネー機能等）
- ⑤ 付帯収入について
本学に支払われる手数料等の内容と金額
- ⑥ 顧客満足度（CS）について
カスタマーセンター等、顧客に対する安全、安心、満足度の観点からの取組み（大学専用の窓口等）
- ⑦ 海外での利用やサービスについて
キャッシュレス決済機能の海外利用の可否や、今後の展開と取組事例
- ⑧ 契約の継続及び解除について
本事業において本学側の事由により基本要件に変更が生じた場合における契約の継続及び解除の条件
- ⑨ その他の提案事項について
その他本学の事業に資するもの

【ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標】

ワーク・ライフ・バランス等の取組

以下のいずれかの認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確

認を受けていれば望ましい。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）又は一般事業主行動計画策定

（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業、プラチナくるみん認定企業）

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

（2）参考情報

① 契約後から導入までのタイムスケジュールについて

6 個人情報の取扱い

（1）発注者及び請負者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び国立大学法人筑波大学個人情報保護管理規則（令和4年法人規則第17号）に基づき、次の事項を遵守するものとする。

① 請負者は、個人情報を業務履行の目的以外の目的に利用してはならない。また、業務上知り得た個人情報について第三者に漏らしてはならない。本契約終了後も同様とする。

② 請負者は、業務履行に当たっての責任者及び業務従事者の管理及び実施体制並びに個人情報の管理状況についての検査に関する事項その他必要な事項について、書面（別紙様式1）で発注者に提出しなければならない。これらを変更した場合も同様とする。

③ 請負者は、事前に発注者の承諾を得た場合に限り、委託業務を第三者に再委託（再委託先が請負者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）することができる。この場合において、請負者は、当該委託業務を遂行する能力を有しない者を選定することがないよう、必要な措置を講じなければならない。

④ 請負者は、上記③に基づき発注者の承認を得ようとする場合には、再委託の内容、再委託先、その他再委託先における管理方法等を書面（別紙様式2）で発注者に提出しなければならない。

⑤ 請負者は、個人情報の複製、転記等を行ってはならない。ただし、業務履行上やむを得ず複製、転記等を行う必要がある場合は、発注者に使用目的、期間終了時の破棄状況の形態を申請し許可を得るものとする。

⑥ 業務履行の目的で利用（使用）する個人情報について、請負者の管理責任の下で個人情報が流出した場合は、発生時の状況説明、経過、対応等について、速やかに発注者に報告するものとする。

- ⑦ 請負者は、業務に係る発注者側の個人情報について、委託業務終了時において消去するものとする。また、媒体物については、返却するものとし、個人情報を消去したことについて、書面（別紙様式3）で発注者に提出しなければならない。
- (2) 発注者は、請負者が上記(1)に記載する義務に違反した場合には、契約を解除することができるものとし、請負者に重大な過失があったと認められる場合には、請負者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。
- (3) 発注者は、委託する業務に係る保有個人情報の秘匿性等やその量等に応じて、請負者の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理状況について、少なくとも業務履行期間中に1回以上（複数年契約の場合は年1回以上）、原則として実地検査により確認するものとする。
- (4) 上記(1)③により請負者から再委託を受けた者は、請負者が履行すべき義務と同等の義務を負うものとする。請負者は、その旨明記した書面を、請負者及び再委託を受けた者との連名で発注者に提出するものとする。
- (5) 上記(4)は、請負者から再委託を受けた者が再々委託する場合について準用する。

7 その他

- (1) 本事業の全ての再委託はできない。再委託をする場合は事前に発注者の承認を得ること。
- (2) 請負者は、本学と随時打ち合わせ、情報交換等を行うことにより、緊密に連携を図りながら、提携業務を進めるものとする。
- (3) 本学は、必要に応じて、請負者から提携業務の進捗状況等について説明、報告を求めることができるものとする。
- (4) 本仕様書に定めるもののほか、提携業務の実施に関し必要な事項は、契約当事者間で協議の上、決定するものとする。
- (5) 請負者は、提出した報告書その他の資料について、即時説明のできる体制を整えるものとする。
- (6) 本契約の締結において本学はいかなる費用も負担しない。
- (7) 本契約に必要な細目は、国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則及び役務提供契約基準によるものとする。

責任者及び業務従事者の管理及び実施体制等について

令和 年 月 日

国立大学法人筑波大学
契約担当役 財務担当副学長 殿

請負者

住 所

名 称

代表者

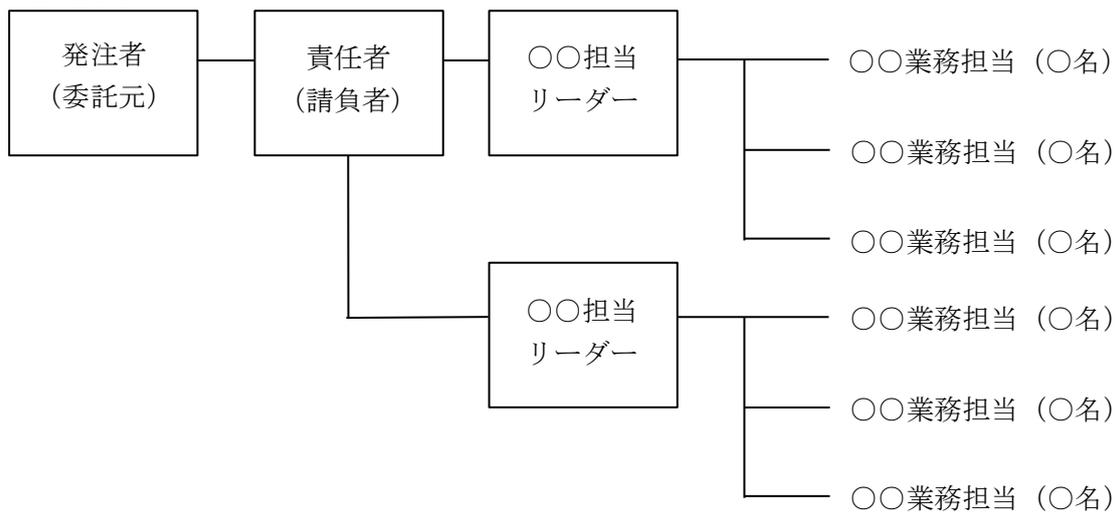
印

令和 年 月 日付けで貴学と契約を締結した「筑波大学キャッシュレス推進事業に係る提携業務」について、業務の履行に当たっての責任者及び業務従事者の管理及び実施体制並びに情報の管理状況に係る検査に関する事項については、下記のとおりです。

記

1. 責任者 部署名：
 役職名： 氏名：
2. 責任者及び業務従事者の管理及び実施体制

(記載例)



3. 請負者における個人情報の管理の状況に係る検査に関する事項
※本学から引き渡された個人情報の管理状況に係る検査の実施計画等を記載してください。
4. その他必要な事項

再委託承諾申請書

令和 年 月 日

国立大学法人筑波大学
契約担当役 財務担当副学長 殿

申請者
住 所
名 称
代表者

⑩

「筑波大学キャッシュレス推進事業に係る提携業務」の一般競争入札に関し、下記のとおり業務の（全部・主たる部分・一部）を再委託いたしたく申請しますので、承認方よろしくお願いいたします。

記

- 再委託の承諾を申請する業務及びその範囲（具体的に記載すること）
- 再委託の承諾を申請する必要性（具体的に記載すること）
- 再委託の承諾を申請する業務の契約相手先の住所、商号又は名称及び代表者名
住 所
名 称
代表者名
- 再委託の承諾を申請する業務の契約（予定）金額（総計）
〇〇〇〇〇円（消費税込）
- 再委託の承諾を申請する業務の契約金額の根拠（該当する箇所に☑すること）
 業務の再委託に際し、当該業務の履行（予定）者から、入札書・見積書を徴収した結果（この場合、その「写し」を添付）
 継続的な履行関係が存在する（この場合、その証明書（契約書、協定書）の「写し」を添付）
 その他（具体的な内容を記載し、その証明書を添付）
- 個人情報の管理方法（具体的に記載すること）
- その他特記事項

個人情報の消去証明書

令和 年 月 日

国立大学法人筑波大学
契約担当役 財務担当副学長 殿

請負者

住 所

名 称

代表者

⑩

令和 年 月 日付けで貴学と契約を締結した「筑波大学キャッシュレス推進事業に係る提携業務」に関して、業務が終了しましたので、契約書第〇条第1項第7号の規定に基づき、下記の個人情報を消去したことを証明します。なお、媒体物については返却しますので、ご査収願います。

記

1. 消去した個人情報の内容
2. 返却する個人情報の内容
3. その他